

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の改正について

令和3年12月10日

1. 改正の考え方について

(1) 国による新たなレベル分類の考え方

- ・医療ひっ迫の状況により重点を置いたもの（4ステージ→5レベル）
- ・各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングは、各都道府県がこれまでに用いてきた様々な指標や予測ツールを用いて総合的に判断

(2) 香川県対処方針の対策期の段階

- ・国のレベル分類に合わせ、これまでの6段階から5段階に見直し

(3) 対策期移行の指標

- ・国のレベル分類の考え方を踏まえ、感染の状況を引き続き注視しつつ、医療ひっ迫の状況により重点を置いたものとし、今夏の感染拡大時の各指標の推移を参考に見直し

(4) 対策期の対応方針

- ・国の基本的対処方針における都道府県の役割を踏まえて整理
- ・「ワクチン・検査パッケージ制度」の要素を追加

2. 対策期移行の判断基準となる指標の見直しについて

- ・医療ひっ迫の状況に、より重点を置いたものとする方針を踏まえ、今夏の感染拡大時の各指標などを参考に、これまでの6指標（8項目）から4指標（4項目）に変更

	現行の指標	改正案
感染 状況	①直近1週間の累積新規感染者数 （人口10万人当たり）	現行どおり
	②感染経路不明者数の割合	参考値
	③直近1週間と先週1週間の比較	参考値
医療 提供 体制	④医療のひっ迫具合（確保病床使用率）	現行どおり
	〃（入院率）	参考値
	〃（重症者用病床使用率）	現行どおり
	⑤療養者数 （人口10万人当たり）	現行どおり
監視 体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	参考値

3. 対策期及び移行基準について

	国のレベル分類	県の対策期
レベル0	感染者ゼロレベル	感染予防対策期
レベル1	維持すべきレベル	感染警戒対策期
レベル2	警戒を強化すべきレベル	感染拡大防止対策期
レベル3	対策を強化すべきレベル	緊急事態対策期
レベル4	避けたいレベル	非常事態対策期

(1) 各対策期の概要等について

① 感染予防対策期

- ・国のレベル0相当で、新規感染者数ゼロを維持できている状況
- ・現行の「感染予防対策期」に相当

② 感染警戒対策期

- ・国のレベル1相当で、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
- ・現行の「準感染警戒期」～「感染拡大防止対策期」に相当し、即応病床や保健所の体制について問題なく維持できる状況

「感染予防対策期」から「感染警戒対策期」への移行の判断基準

- ・新規感染者が1週間当たり5人程度以上出始め、県民に注意喚起の呼びかけを行う必要がある場合

③ 感染拡大防止対策期

- ・国のレベル2相当で、新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況
- ・現行の「感染拡大防止集中対策期」に相当し、飲食店への時短要請などの対策を検討する状況（感染拡大傾向が継続する場合は、まん延防止等重点措置の要請も視野）

「感染警戒対策期」から「感染拡大防止対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床使用率 20%以上
- ・確保重症病床使用率 20%以上
- ・療養者数 190人程度以上
(人口10万人当たり：20人以上)
- ・1週間当たりの累積新規感染者数 143人程度以上
(人口10万人当たり：15人以上)

④ 緊急事態対策期

- ・国のレベル3相当で、一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況
- ・現行の「緊急事態対策期」に相当し、まん延防止等重点措置の適用を受けている状況（さらに感染拡大傾向が継続する場合は、緊急事態宣言の要請も視野）

「感染拡大防止対策期」から「緊急事態対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床使用率 50%以上
- ・確保重症病床使用率 50%以上
- ・療養者数 380人程度以上
（人口10万人当たり：40人以上）
- ・1週間当たりの累積新規感染者数 285人程度以上
（人口10万人当たり：30人以上）
- ・予測ツールにより、3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達すると推計される場合（参考）

⑤ 非常事態対策期

- ・国のレベル4相当で、一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
- ・現行の対策期に該当するものはなく、更なる一般医療の制限が求められる状況で、さらに国による災害医療的な対応が必要な状況
⇒ 状況を見て総合的に判断

「感染拡大防止対策期」から「非常事態対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床数を超えた数の入院が必要となるなど、医療提供体制が危機的状況となった場合

(2) 感染の下降局面における各対策期の移行の考え方について

- ・国の新たなレベル分類の強化された対策の解除の考え方を参考にし、感染状況や医療ひっ迫の状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、各対策期の指標を踏まえて総合的に判断